

長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（病院内保育所運営事業）実施要領

（趣旨）

第1条 県は、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行うことを目的として、病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成するものとし、長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助対象事業は、第4条に掲げる法人等が第1条に掲げる目的をもって職員等の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う病院内保育所運営事業とする。ただし、都道府県労働局が実施する「両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）」、市町村が実施する「地域型保育給付」、公益財団法人児童育成協会が実施する「企業主導型保育事業」の助成等との重複補助は認めない。

（補助対象施設）

第3条 補助対象施設は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は、同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が運営をする病院内保育施設（近辺の他の病院又は診療所の医療従事者が共同利用することを目的として一医療施設が設置した病院内保育施設を含む。）であって、第6条に掲げる病院内保育施設の種別に該当し、原則12か月運営し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している施設とする。

運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数がおおむね15日以上である場合には1か月として算定して差し支えないものとし、また保育料とは保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む）をいう。

（実施主体）

第4条 この事業の実施主体は、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、国家公務員共済組合及びその連合会、地方公務員等共済組合、社会福祉法人（恩賜財団済生会を除く）、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人、国立大学法人、医療法人、宗教法人、独立行政法人、個人、その他別途知事が定める者とする。

（実施主体の義務）

第5条 実施主体は、施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重するものとする。

（病院内保育施設の種別）

第6条 病院内保育施設の種別は別表第1の通りとする。種別を決定するに当たっては、各基準項目を全て満たしていなければならない。

なお、保育児童数の算定に関しては、第3条の補助対象施設に従事する職員（当該補助対象施設に勤務する職員であって、人事異動等により他の施設に勤務となった職員も含む）の児童であって、年間の平均保育児童数が各種別の基準値以上あれば、各月において基準値未満（6か月以上に達する場合は除く）であっても各種別も該当するものとする。

また、保育士等数については、年間の平均保育士等数が各種別の基準値以上であっても、基準値に満たない月がある場合は、その種別に該当しないものとする。

（24時間保育）

第7条 24時間保育は、終日いずれの時間帯においても第2条に掲げる保育サービスを提供するものとする。

（病児等保育）

第8条 病児等保育の実施については、次の基準を満たすものとする。

(1) 対象児童

ア. 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な保育所（病院内保育所を含む。以下同。）に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

イ. 保育所に通所している児童ではないが、ア. と同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む。）。

(2) 対象疾患等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。

(3) 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。

(4) 職員配置等

ア. 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。

なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。

イ. 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

ウ. 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

エ. 他の児童への感染の防止に配慮すること。

(5) 利用事務手続等

ア. 利用事務手続きについては、実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

イ. 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

(6) 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。（ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。）

(7) その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

(緊急一時保育)

第9条 緊急一時保育については、24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者が、夜間において緊急の勤務を必要とする場合に、医療機関が予め委託契約をしている保育サービス提供者において保育を行った場合とし、次の基準を満たすものとする。

(1) 対象児童

24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の従事者の乳

児又は幼児であつて、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童（小学生低学年児童を含む。）。

(2) 対象となるサービス

病院内保育所が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と契約をしており、かつ保育サービス提供者への支払を当該病院内保育所の会計で行い、(1)の児童を保育したことにより病院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

(3) 緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所、都道府県又は市町村が行う行政措置及び家族並びに同居の親族が行う保育については対象としない。

(児童保育)

第10条 児童保育については、病院内保育所を設置している医療機関の従事者の児童であつて、かつ医療機関に勤務していることにより、家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童（以下「放課後児童」という。）を保育する場合であつて、次の基準を満たすものとする。

(1) 対象児童

原則として小学校1～3年生の児童であること。

(2) 施設

児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保すること。

(3) 職員配置

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉法施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を1名以上配置すること。

(休日保育)

第11条 休日保育については、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第3条に規定する休日、年始年末（12月29日～翌年1月3日）に行なう保育とする。ただし医療法における病院、診療所の開設許可又は開設届や、保険医療機関の指定時において診療日としている日は対象外とする。

(補助の対象経費及び補助額)

第12条 実施要綱別表に規定する補助金の交付の対象となる経費は、別表第2に掲げる経費とし、補助金の額は、別表第2の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額以内の額とする。

(交付の申請)

第13条 規則第4条、交付要綱第3条第1項及び実施要綱第3条に規定する交付申請書の提出時期は別途通知するものとする。

(変更の申請)

第14条 実施要綱第4条に規定する変更交付申請書の提出時期は別途通知するものとする。

(状況報告等)

第15条 規則第11条第1項及び交付要綱第5条に規定する補助事業等の遂行の状況については、この補助金に関しては必要の都度指示するものとする。

(実績報告等)

第16条 実施要綱第5条第9号に規定する様式第4号に添付する書類は、別紙様式1によるものとする。

また、実施要綱第5条第9号の報告書の提出に当たっては、補助金に係る消費税及び

地方消費税の仕入控除税額がない場合であっても、当該年度の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合にはすみやかに報告書を提出することとし、特別な場合により補助対象年度の翌年8月末日までに報告書を提出できない場合には、その旨及びその理由等を別紙様式2により提出すること。

(補助金の交付)

第17条 規則第16条及び交付要綱第7条に規定する交付請求書に添付すべき書類については不要とする。

(交付手続きの特例)

第18条 規則第21条及び交付要綱第9条に規定する交付請求書の提出の省略については、この補助金に関しては行わないものとする。

附 則

この要領は、平成26年度予算にかかる補助金から適用する。

この要領は、平成27年度予算にかかる補助金から適用する。

この要領は、平成28年度予算にかかる補助金から適用する。

この要領は、平成31年度予算にかかる補助金から適用する。

この要領は、令和2年度予算にかかる補助金から適用する。

別表第 1

(保育施設の種別)

基準項目 種別	保育児童数	保育時間	保育士等数
A型特例	1人以上 4人未満	8時間以上	2人以上
A 型	4人以上	8時間以上	2人以上
B 型	10人以上	10時間以上	4人以上
B型特例	30人以上	10時間以上	10人以上

別表第 2

(補助の対象及び基準額)

基 準 額	対 象 経 費
<p>各病院内保育施設につき、1により算定した基本額より別表第3に定める保育料収入相当額を控除した額に、別表第4に定める病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、2により算定した加算額の合計額</p> <p>1. 基本額</p> <p>(A型特例)</p> <p>1人×180,800円×運営月数</p> <p>(A型)</p> <p>2人×180,800円×運営月数</p> <p>(B型)</p> <p>4人×180,800円×運営月数</p> <p>(B型特例)</p> <p>6人×180,800円×運営月数</p> <p>2. 加算額</p> <p>(24時間保育を行っている施設)</p> <p>23,410円×運営日数</p> <p>(病児等保育を行っている施設)</p> <p>187,560円×運営月数</p> <p>(緊急一時保育を行っている施設)</p> <p>20,720円×運営日数</p> <p>(児童保育を行っている施設)</p> <p>10,670円×運営日数</p> <p>(休日保育を行なっている施設)</p> <p>11,630円×運営日数</p>	<p>病院内保育所の運営に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>

別表第3

(保育料収入相当額)

保育児童ごとに次の算定方式により算出した額とする。

算定式	種別	上限人数
$24,000円 \times 12ヶ月 \times 4月1日現在の保育児童数$ 又は補助型別の上限人数 ※ 児童数は、臨時保育の児童を除く。 土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。	A型特例	1人
	A型	4人
	B型	10人
	B型特例	18人

別表第4

(病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率)

左欄に掲げる区分に応じ、中欄の負担能力指数ごとにそれぞれ右欄に掲げる数値とする。
 ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあつては適用しない。

区 分	負担能力指数	調整率
基本額	5未満	1.0
	5以上20未満	0.8
	20以上	0.6

負担能力指数は、病院内保育施設設置病院の補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期剰余金を、補助を受けようとする年度の病院内保育施設運営費に係る設置者負担額（長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（病院内保育所運営事業）交付前の額）で除した数値とする。

ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と次により算出された標準経費とを比較して少ない方の額とする。

病院内保育施設に係る標準経費の算出方法

$$\text{標準経費} = \text{保育士等の数} \times \text{標準人件費} + \text{その他の経費}$$

1. 保育士等の数は、当該年度の4月1日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の病院内保育施設利用職員の児童数を、2.6で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までとする。）とする。

ただし、算出された保育士等の数が、A型特例及びA型にあつては2人、B型にあつては4人、B型特例にあつては10人を下回る場合は、当該病院内保育施設の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

2. 標準人件費は、3,186,000円とする。

3. その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

別紙様式 1

1 施設名

2 開設者氏名

3 施設の所在地

4 補助事業名

長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（病院内保育所運営事業）

5 補助金確定額

円

6 仕入控除税額の概要

①返納がある場合

(1) 補助金の使途の内訳

		課税の区分				合計
		課税仕入使用分			非課税仕入使用分	
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経 費 の 区 分						
	合計					

(2) 課税売上割合

(3) 仕入控除税額

②返納がない場合

・理由

注：添付書類

確定申告書の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し）

番
年 月 日

長崎県知事 様

申請者住所
氏名又は法人名
施設名
代表者名 印

年度長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金(病院内保育所運営事業)に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について

このことについて、下記の事業に係る仕入控除税額報告書の提出が遅れることを報告いたします。

記

- (1) 補助年度
 年度
- (2) 補助事業名
 長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金 (病院内保育所運営事業)
- (3) 施設名
- (4) 提出が遅れる理由
- (5) 提出の予定時期